

一般廃棄物最終処分場（船戸）建設事業連絡協議会設置要綱

（目的）

第1条 一般廃棄物最終処分場（船戸）（以下「処分場」という。）の建設事業に関する協議及び連絡等の地元窓口とし、住民の理解と協力を得つつ円滑に事業を推進するため、一般廃棄物最終処分場（船戸）建設事業連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 連絡協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 施設設備に関する基本的事項
- (2) 施設の環境影響（大気、臭気、騒音、振動、地下水等）に関する事項
- (3) 工事に伴う生活環境への影響に関する事項
- (4) 地域安全対策、交通対策に関する事項
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 委員の任期は、処分場竣工までとする。

（役員）

第4条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

2 前項の役員は、委員の中から互選するものとする。

（役員の職務）

第5条 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 連絡協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長を務めるものとする。

2 会議にあたっては、関係市町の一般廃棄物担当課長又は担当職員の出席を求めることができるものとする。

3 会議にあたっては、学識経験者等の出席を求めることができるものとする。

（事務局）

第7条 連絡協議会の事務局は、新発田地域広域事務組合に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

別表（第3条関係）

新発田市	貝屋地区 区長
	下坂町地区 区長
	小国谷地区 区長
胎内市	船戸地区 区長
	つつじが丘地区 区長
	長橋地区 区長
放流先関係機関	胎内市上下水道課 課長
関係団体	胎内市住みよい郷土づくり協議会 会長

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。